

一宮市教育委員会事務点検評価員の委嘱について

一宮市教育委員会事務点検評価員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年4月17日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定める、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うにあたり、一宮市教育委員会事務点検評価員を委嘱するため、本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会事務点検評価員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
ささき ただし 佐々木 直				学識経験者 (修文大学学長)	再
いまがわ みねこ 今川 峰子				学識経験者 (中部大学教授)	再
みざわ けんいち 三沢 建一				学識経験者 (修文大学短期 大学部教授)	再

2. 委嘱期間

平成27年4月17日から事務点検評価報告書を公表する日まで

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 （略）

3 （略）

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

第32号議案

平成27年度 学校運営協議会委員の任命について

平成27年度学校運営協議会委員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年4月17日

一宮市教育委員会
教育長 中野 和雄

提案理由

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第4条の規定により、本案を提出します。

(別紙案は省略)

○一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成 18 年 3 月 29 日

教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 47 条の 5 の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 協議会は、一宮市立小中学校(以下「学校」という。)の運営に関する一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域の住民及び保護者等の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域の住民及び保護者等との相互の信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、ともに子どもたちの豊かな学びと育ちの創造をめざすことを目的とする。

(指定)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)として指定することができる。

- 2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならない。
- 3 指定の期間は、2 年とし、再指定をすることができる。

(協議会の委員)

第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 設置校の所在する地域の住民(第 10 条において「地域の住民」という。)
- (2) 設置校に在籍する児童又は生徒の保護者(第 10 条において「保護者」という。)
- (3) 学識経験者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

- 2 委員の一部については、これを公募することができる。この場合において、公募に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 設置校の校長は、委員を推薦することができる。
- 4 委員の定数は、設置校の校長と協議の上、教育委員会が定める。
- 5 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
- 6 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職とする。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、任命の日から 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、設置校の指定の期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(委員の服務)

第6条 委員は、その地位を不当に利用するなど、その職の信用を傷付け、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 委員は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、条例で定める。

(基本方針等の承認)

第8条 設置校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び経営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 予算の執行計画
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置校の校長が必要と認める事項

2 設置校の校長は、前項の規定により承認を得た基本方針等に基づき、学校運営を行わなければならない。

(運営等についての意見)

第9条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は設置校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、別に定めるところにより、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べるができる。

3 協議会は、前2項の規定により、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、設置校の校長の意見を聴取しなければならない。

(運営への参画等)

第10条 協議会は、設置校の運営について、地域の住民及び保護者の理解、協力、参画等が促進されるように努めなければならない。

(情報発信)

第11条 協議会は、その活動の状況に関する情報の発信に努めなければならない。

(情報の提供及び説明)

第12条 教育委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な活動を行えるよう、情報の提供及び説明に努めるものとする。

(児童又は生徒の意見の聴取)

第13条 協議会は、設置校の校長の同意を得て、設置校の児童又は生徒の意見を聴取することができる。この場合においては、児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(会長及び副会長)

第14条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は設置校の校長が指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第15条 会長は、設置校の校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事をつかさどる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、設置校の校長から報告及び説明を求めることができる。
- 5 設置校の校長は、会議に出席し、意見を述べ、又は必要があると認めるときは、職員及び児童若しくは生徒を会議に出席させることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指定の取消し)

第16条 法第47条の5第7項の規定に基づき、教育委員会が指定の取消しを行わなければならない場合は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員間の意見が対立し、協議会としての意思形成が困難な場合
 - (2) 協議会の活動の実態が認められない場合
 - (3) 設置校の校長と協議会の方針が著しく対立し、学校運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、学校運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- 2 教育委員会は、指定の取消しに当たっては、事前に設置校の校長と連携して協議会に対し、必要な指導又は助言を行い、その運営改善に努めるものとする。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。
 - (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。
- 2 設置校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第18条 この規則において別に定めるとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

一宮市社会教育委員の委嘱について

一宮市社会教育委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年4月17日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市小中学校長会役員就任のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
かとう 加藤 とおる 徹				一宮市小中学校長会 副会長	新

2. 委嘱期間

平成 27 年 5 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

* 一宮市社会教育委員の定数等に関する条例第 4 条の規定に基づく前任者の残任
期間

○社会教育法

(昭和二十四年六月十日 法律第二百七号)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○一宮市社会教育委員の定数等に関する条例

(昭和 25 年 1 月 27 日 条例第 3 号)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定に基づき、本市に一宮市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第 2 条 委員の定数は、15 名以内とする。

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。

第 4 条 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 一宮市教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、別に一宮市教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 31 年 1 月 4 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日より施行する。

付 則(平成 14 年 6 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委嘱について

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年4月17日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

教育文化部長の定年退職及び次長相当職の人事異動により、実績評価委員が不在となったため、一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会設置要綱第4条第2項の規定により本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会スポーツ施設等指定管理者にかかる実績評価委員会委員

解嘱該当者

(解嘱日 平成27年3月31日)

氏名	性別	生年月日	住所	備考
はっとり きょうじ 服部 暁治				定年退職のため
たかさき さとる 高崎 悟				人事異動のため

委嘱該当者

氏名	性別	生年月日	住所	備考
すぎやま ひろゆき 杉山 弘幸				人事異動のため
のだ しんご 野田 眞吾				人事異動のため

2. 委嘱期間

平成27年4月1日～平成27年6月30日

※一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会設置要綱第4条第2項の規定に基づく

前任者の残任期間

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する公の施設への指定管理者導入に伴い、指定期間中における指定管理者の業務水準を確認するため、下記の指定管理者にかかる実績評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 一宮市教育委員会文化施設等指定管理者にかかる実績評価委員会
- (2) 一宮市教育委員会スポーツ施設等指定管理者にかかる実績評価委員会（所掌事務）

第2条 各委員会は、教育委員会が所管する公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）があらかじめ事業計画書に記載された事項と実際に提供されている業務水準について比較検討を行うため、次の事項について審査検討するものとする。

- (1) 指定管理者が提出した事業報告書（月次、四半期、年間）
- (2) 協定書に記載された事項の執行状況
- (3) リスクが発生した場合の協議
- (4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、または協定書に定めのない事項が生じた場合、教育委員会の求めに応じて行う聴聞
- (5) その他、委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 各委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員10名以内をもって組織する。

- (1) 教育長又は教育文化部長
- (2) 次長相当職の市の職員
- (3) 公認会計士
- (4) 学識経験者
- (5) 施設利用者代表

2 各委員会に会長、副会長を置き、会長には教育長又は教育文化部長、副会長には次長相当職の市の職員をもって充てる。

3 会長は、各委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長することができる。

- 2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。
この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 各委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 各委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を各委員会に出席させることができる。
- 4 各委員会は、公開しないものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育文化部教育指定管理課が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

第35号議案

一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会委員の委嘱について

一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年4月17日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会委員を委嘱するため、一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会設置要綱第3条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市立図書館運營業務委託者選定委員会委員 委嘱候補者

委員氏名	性別	生年月日	住 所	備 考	新任 再任
なかの かずお 中野 和雄					新
すぎやま ひろゆき 杉山 弘幸					新
うつき やすし 宇都木 寧					新
あさい せいじ 浅井 清史					新
すがの いくこ 菅野 育子					新

2. 委嘱期間

平成27年4月17日から事業者との委託契約締結の日まで

一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市立図書館（以下「図書館」という。）の運営業務委託に係る候補者（以下「候補者」という。）の選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項を審査するため、一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、図書館の運営を業務委託により行おうとする場合、候補者を選定するため必要な事項を審査するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が選任する委員5名をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育文化部長
- (3) 図書館長
- (4) 弁護士
- (5) 公認会計士
- (6) 学識経験者

2 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該業務について委託契約を締結するまでの期間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長し、又は短縮することができる。

2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 委員会は、公開しないものとする。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならない。また、委員が当該申請に関与したことが判明したときは、委員会は、委員が関与した団体を選考対象外とする。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、教育委員会及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

(選定基準)

第7条 委員会は、候補者を選定する場合には、次に掲げる選定基準について特に意を用い、かつ、総合的に判断しなければならない。

(1) 委託目的が達成できること。

(2) 利用者サービスの向上が図られること。

(3) 提案書の内容が図書館の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その実施にかかる経費の縮減が図られること。

(4) 提案書の内容に沿った運営を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。

(5) 市民の声が反映される運営が行われること。

(6) 安全管理の状況

(7) 労働福祉の状況

(選定結果の公表等)

第8条 委員会における選定の経過及び結果は、教育委員会が委託事業者を選定した後、公表する。ただし、委員会は、選定の過程及び結果について、公表することが必要であると判断したときは、公表する事項、時期などを決定し、公表することができる。

2 委員会は、候補者の選定過程に係る公正性及び透明性を確保するため、委員会の議事録を整備するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育文化部図書館事務局が処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月17日から施行する。

一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員の委嘱について

一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年4月17日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

平成27年3月31日付け定年退職に伴い、教育文化部長の委員が不在となったため、一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会設置要綱第3条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員

解嘱該当者

(解嘱日 平成27年3月31日)

氏名	性別	生年月日	住所	備考
はっとり 暁治 服部 暁治				定年退職のため

委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考
すぎやま ひろゆき 杉山 弘幸				人事異動のため

2. 委嘱期間

平成27年4月1日～平成27年9月26日

※一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会設置要綱第4条第2項に基づく

前任者の残任期間

一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する図書館について、図書館運営業務に係る委託の導入に伴い、委託期間中における図書館運営業務委託の受託者（以下「受託者」という。）の事業状況を評価するため、図書館運営業務委託評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、受託者があらかじめ作成する業務計画書等の記載内容と受託者が実際に提供した業務内容について比較検討を行うため、次に掲げる事項について審査し、評価するものとする。

- (1) 図書館運営業務の実施状況
- (2) 図書館の利用状況
- (3) 利用者意見の調査結果
- (4) 運営業務実績の自己評価
- (5) 図書館の实地調査結果
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員7名をもって組織する。

- (1) 教育長
 - (2) 教育文化部長
 - (3) 弁護士
 - (4) 公認会計士
 - (5) 学識経験者
 - (6) 施設利用者代表
- 2 委員会に会長及び副会長を置き、会長には教育長、副会長には教育文化部長をもって充てる。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長することができる。

- 2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 会議は、公開しないものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育文化部図書館事務局が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成25年9月27日から施行する。

一宮市指定文化財の指定解除について

一宮市指定文化財の指定解除について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成27年4月17日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市文化財保護審議会の答申を受けて、別添のとおり一宮市指定文化財の指定解除をするため。

一宮市指定文化財の指定解除について

1、指定解除物件

種 別	名 称	数 量
植 物	苺安賀のムクノキ	1 樹

2、指定年月日


昭和54年2月8日

3、指定解除年月日

平成27年4月17日

平成 27 年 4 月 1 日

一宮市教育委員会 様

一宮市文化財保護審議会
会長 小川 一 郎 

一宮市指定文化財の指定解除について(答申)

平成 27 年 3 月 18 日付けで諮問がありましたこのことについて、下記のとおり一宮市指定文化財から指定解除されるよう答申します。

記

1、指定解除物件

種 別	名 称	数 量
植 物	荻安賀のムクノキ	1 樹

2、指定解除理由

本ムクノキは、幹の腐朽進行による強度不足から枝の折損落下、および根株の腐朽、盤根化による根周りの脆弱化により倒木する恐れが強い。危険を回避する措置をとると本樹木の文化財的価値を著しく毀損する事態となる。

また、周辺地域の環境状況が宅地化によって指定当初と大きく変化しており枝の折損落下や倒木により近隣民地への被害が懸念される。したがって、諸般の事情を勘案した結果指定解除もやむを得ない。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成27年4月17日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
適当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
1	NPO 法人元気 健康活動協会 理事長 かとう 由香 加藤 由香	第7回元気健康 フェスタ ピンクリボン一 宮	<ul style="list-style-type: none"> ・ブースでピンクリボン関係出展 ・ステージで元気パフォーマンス発表 ・託児コーナーと読み聞かせ ・フリーマーケットなど 	10月18日 (日)	一宮市民 会館	無料	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
1	一般社団法人一宮青年会議所 理事長 のだ いちろう 野田 一郎	第2回サマーアドベンチャー ～自然の中で秘密基地づくり～6月公開事業、7月公開事業、8月公開例会	・子どもたちに秘密基地づくりを通しての自然体験活動の機会を与え、自然とのふれあいや異年齢の子どもたちの中から何事にも真正面から向き合い、自ら考え、判断し、解決することで生きる力を育むことを目的とする。 ・参加者：一宮市内3年生～6年生の小学生60名	6月14日(日) 7月4日(土) 8月8日(土)～ 8月9日(日)	アイプラザ一宮 大野極楽寺公園 かみいしづ緑の村公園	有料 5,000円	(4) (6)
2	特定非営利活動法人アルクス教育研究所 日本アルクス自然学校 代表理事 ななか まさとし 田中 正利	夏休みまるかじりキャンプ2015	・福井県大野市六呂師地区の自然豊かな環境を利用して自然体験や体験活動を実施する。 ・オリエンテーション、川遊び体験、野外炊飯、化石発掘体験、牧場体験、宿泊体験、キャンプファイヤー、振り返り交流会 ・2泊3日～4泊5日 ・関西、東海、北陸地方の小学校1年生から中学校2年生までのべ600人	7月18日(土)～ 8月25日(火)	福井県大野市六呂師地区	有料 2泊3日 17,500円 3泊4日 25,500円 29,000円 6泊7日 59,500円 7泊8日 69,500円	(4) (6)
3	公益財団法人晴嵐館 理事長 おおいけ しげき 大池 茂樹	第45回全国教育書道展	幼年、小学生、中学生、高校生の毛筆および硬筆作品の展示と表彰	展示期間 8月4日(火)～ 9日(日)	名古屋市博物館	無料	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
4	特定非営利活動法人メタセコイアの森の仲間たち 代表理事 興膳 健太	清流王国郡上・夏休みこどもキャンプ	・郡上の自然の中、都市と郡上の子どもと一緒に集団キャンプを行うことで見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活のあり方や公衆道徳などの望ましい体験を積む。 ・川遊び、魚釣り、アウトドアクッキング、ドラム缶風呂など子どもたちが主体となり、何をするかを考える。 ・2泊3日または3泊4日 ・東海地方在住の小学校1年生から小学校6年生、495名	・7月18日(土) ~7月20日(祝・月) ・7月22日(水) ~7月24日(金) ・7月26日(日) ~7月28日(火) ・7月30日(木) ~8月1日(土) ・8月3日(月) ~8月6日(木) ・8月8日(土) ~8月10日(月) ・8月12日(水) ~8月14日(金) ・8月16日(日) ~8月19日(水) ・8月21日(金) ~8月23日(日) ・8月25日(火) ~8月27日(木) ・8月28日(金) ~8月30日(日)	郡上八幡憩いの家(岐阜県郡上市八幡町相生)	有料 2泊3日 29,800円 3泊4日 35,800円	(4) (6)
5	一宮モラロジーネットワーク 事務局長 小島 博和	おじいちゃん おばあちゃんに手紙を書こう!	・市内小学校児童に、おじいちゃんおばあちゃんに心温まる手紙を書いてもらうことにより、児童敬老の精神を涵養する。その葉書を郵送し、児童と祖母の心の絆を深める。 ・市内小学校5、6年生 約7,500名	6月15日(月) ~ 9月15日(火)	市内42小学校	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
6	愛知県モラロジー協 議会 尾張地区担当副会長 あきの きんろう 浅野 金郎 (主催:公益財団法 人モラロジー研究 所)	第52回教育者研究会 (尾張会場)	・テーマ「思いやりの心を 育てる」 講師 横山 和弘氏 中野 和雄氏 岩見田 健氏 ・参加者 教職員および教育に関 心のある方 230名	7月30日(木)	一宮市総合体 育館多目的室	有料 1,000円	(4) (6)
7	尾西信用金庫 事業推進理事部長 なかま まさみち 高間 正道	びしんの夏休み教室 一宮市内囲碁クラブを 持つ小学校児童および 近隣小学校児童を対象 とした囲碁教室および 書道教室	・地元の小学生を対象に 「囲碁の普及」による学力 の向上、礼儀を身に付ける ことをテーマとした囲碁 教室。 ・小学生を対象とした書道 教室の開催。 ・参加人数100名予定	7月26日(日)	・尾西信用金 庫本館6階	無料	(6)
8	尾西信用金庫 事業推進理事部長 なかま まさみち 高間 正道	びしん水彩画教室	・一宮市内近隣小学生を対 象とした水彩画教室の開 催 ・参加人数60名予定	8月9日(日)	・尾西信用金 庫本館6階	無料	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
1	公益社団法人 一宮法人会 会長 森 克彦 もり かつひ	公益社団法人 一宮法人会 サマーフェスティバル2015	フォーラム21少年少女合唱団のコンサート、サイエンス教室、税の啓発ビデオの上映等	8月29日(土)	稲沢市勤労福祉会館	無料	(4) (6)
2	一宮市民吹奏楽団 団長 平賀 喜紀 ひらが よしのり	創立40周年記念 一宮市民吹奏楽団 レインボーコンサート2015	吹奏楽のコンサート	6月21日(日)	一宮市民会館	有料 前売 400円 当日 500円	(3) (6)
3	社会福祉法人 きそがわ福祉会 理事長 小林 金次 こばやし きんじ	第23回 ほのぼのまつり	屋外ステージでのアトラクション、建物内での展示コーナー、関係者及び近隣福祉施設による模擬店、福祉バザー等	6月7日(日)	きそがわ作業所及びその周辺敷地	無料	(4) (6)
4	株式会社 平安閣 代表取締役社長 土田 誠樹 つちだ まさき	ありがとうを贈ろう	「ありがとう」に関するメッセージを募集し、その中から選出した100作品を掲載した「ありがとうの本」を制作。名古屋市・一宮市などの小学校6年生および希望者に配付する。	5月1日(金) ～ 8月31日(月) (募集日程)	—	無料	(6)
5	公益社団法人 スコーレ家庭教育振興協会 東海カレッジ事務所 武藤 保子 むとう やすこ 主催 公益社団法人 スコーレ家庭教育振興協会 一宮地区実行委員会	親力アップ講座「子どものやる気を引き出す子育て術」	小川健次氏(スコーレ家庭教育振興協会講師)による「子どものやる気を引き出す子育て術」をテーマにした講演会	6月17日(水)	一宮市民会館	有料 300円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
6	一般財団法人 言語 交流研究所 ヒッポ ファミリークラブ 代表理事 おの 陽 榊原	子育て応援企画「親 子で参加できるワー クショップ」	多言語の自然習得と国際 交流の理論及び実践活動 に基づいたワークショッ プ	6月24日(水) 6月28日(日)	ヒビル	無料	(4) (6)
7	いちのみや大学 事務局長 ひの きぬえ 日野 絹枝	一宮市の登録有形 文化財 墨会館と旧 湊屋文右衛門邸	墨会館と旧湊屋文右衛 門邸を見学し、講師より 見どころ等を学ぶ講座	6月14日(日)	墨会館 旧湊屋文右衛 門邸	有料 1,500円	(6)
8	いちのみや大学 事務局長 ひの きぬえ 日野 絹枝	「へえー！」聞いて なるほど 気象の内 緒の話と科学実験	元気象庁職員の講師によ る講義や実験を通して気 象について学ぶ講座	6月21日(日)	市民活動セン ター	有料 500円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
1	一宮ラグビーフットボール協会 会長 松井哲朗	第6回東海地区ラグビースクール交流競技大会	東海4県を代表するラグビースクールによる交流大会	5月16日(土) 24日(日)	一宮市光明寺公園球技場	無料	③ ⑥
2	一宮サッカー連盟 理事長 丹下金政	第37回一宮・中日少年サッカースクール学年別夏季大会	サッカーを通してスクール生の親睦と心身及び技術の向上を図る。 学年別トーナメント方式	5月17日(日) ～6月27日(土)	一宮市光明寺公園球技場	無料	③ ⑥
3		第37回一宮・中日少年サッカースクール学年別秋季大会	サッカーを通してスクール生の親睦と心身及び技術の向上を図る。 学年別トーナメント方式	9月12日(土) ～23日(祝・水)			
4		第14回一宮・中日少年サッカースクール選手権大会	一宮・中日サッカースクール生を対象として各スクール単位の6年生を中心としたチームによる大会。 トーナメント方式	12月12日(土) ～20日(日)			
5		第37回一宮・中日少年サッカースクール学年別冬季大会	サッカーを通してスクール生の親睦と心身及び技術の向上を図る。 学年別トーナメント方式	平成28年 1月16日(土) ～31日(日)			
6		第14回一宮・中日少年サッカースクールチャンピオンカップ	一宮・中日サッカースクール各学年別大会の優勝・準優勝チームによるリーグ戦	平成28年 3月5日(土)			

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
7	一宮サッカー連盟 理事長 たんげかねまさ 丹下金政	一宮サッカー連盟理 事長杯第8回少年サ ッカーフェスティバ ル	少年サッカーの普 及・育成を通じ「次 代を担う健全な体と 心を持った青少年の 育成」を図る。	6月20日(土) 21日(日)	一宮市光明寺 公園球場	無料	(3) (6)
8	一宮市剣道連盟 会長 たかやまじゅんいち 高山潤一	第43回中学校剣道 選手権大会	全日本剣道連盟試合 規則並びに審判規則 によるトーナメント 方式。 チームの勝敗は勝者 数法による。	6月27日(土)	愛知県立一宮 高等学校	無料	(3) (6)
9	一宮軟式野球連盟 会長 とりごえ ゆたか 鳥越 豊	第45回一宮学童軟 式野球大会	連盟学童部の登録チ ームを対象に実施。 A・Bクラス別のト ーナメント戦。	Aの部:8月7日 (金)～ Bの部:6月20 日(土)～	平島公園野球 場・大野極楽寺 公園球場	1チーム Aの部 8,000円 Bの部 7,000円	(3) (6)
10		一宮ライオンズクラ ブ旗争奪第16回一 宮ティーボール大会	一宮市内の少年野球 チームの低学年によ るティーボール大 会。 予選はリーグ戦。決 勝はトーナメント戦 で実施。	9月19日(土) ～22日(火)	平島公園野球 場	1チーム 3,000円	(3) (6)